

名古屋市 医療費支給申請書及び福祉給付金支給申請書（はり・きゅう師用及びあん摩・マッサージ指圧師用）の記入要領

平成 30 年 12 月 13 日 作成

令和 5 年 7 月 1 日 改正

令和 6 年 10 月 1 日 改正

第 1 一般的事項

- (1) 患者の加入保険が、受領委任に参加していない保険者である場合、患者がいったん 10 割を支払い、保険者に対して払い戻しの手続きを行う償還払いとなるため、福祉医療分についても償還払いとなる。ただし、保険者が、いわゆる代理受領を継続している場合は、福祉医療分も代理受領を認める。
- (2) 施術者が受領委任に参加していない場合又は受領委任の取扱いを中止されている場合、患者がいったん 10 割を支払い、保険者に対して払い戻しの手続きを行う償還払いとなるため、福祉医療分についても償還払いとなる。
- (3) 施術所所在地が愛知県外である場合は、福祉医療分については償還払いの取扱いとなる。

第 2 記載上の留意事項

以下の項目及び厚生労働省から発出される通知等に則って申請書を作成すること。

1 施術機関番号の欄

愛知県国民健康保険団体連合会にて設定された施術機関番号を記載。県番号「23」及び点数区分「7」に続き 7 桁を記載し、合計 10 桁の番号となる。

なお、提出された申請書の記載内容は、すべてこの施術機関番号を軸に審査することになるので、記載漏れののないよう、また、記載誤りのないよう、特に注意すること。

2 受給者番号の欄

- (1) 障害者医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度、子ども医療費助成制度の受給者番号は、「名」、「ー」、「・」は省略可で、数字 8 桁を記載。
- (2) 福祉給付金支給制度の受給者番号は、数字 7 桁を記載。

3 受給者の住所の欄

医療証または資格者証に記載のある住所を記入すること。施設入所者等は、居住地の住所と医療証に記載のある住所が異なる場合があるので、注意すること。（医療証または資格者証に記載のない居住地の住所については、令和 6 年 9 月以前の施術における往療の場合には「摘要」欄に往療先として記載し、令和 6 年 10 月以降の施術における訪問及び往療の場合には「施術した場所」欄に当該住所及び施設に入所中の場合は施設名称を記載すること。）

4 施術した場所の欄

施術した場所が入居施設や住所地特例等、医療証または資格者証の住所と異なる場合に、施

設名及び施設の住所を記載すること。記入欄に施設名及び施設の住所をすべて記載できない場合には、「摘要」欄を活用すること。

5 初療年月日の欄

施術の途中で福祉医療の資格を取得した場合は、保険分の請求で記載している「初療年月日」に合せること。

6 請求区分の欄

施術の途中で福祉医療の資格を取得した場合は、福祉医療としては新規の請求ではあるが、保険分の請求に合わせて「継続」を選択すること。この場合の初検料は請求不可。

7 施術者証明欄

- (1) 施術管理者の氏名を記入すること。受領委任を取り扱わない場合は、施術者の氏名を記入すること。
- (2) 受領委任に参加している施術管理者が、福祉医療分を委任払いで請求する場合は、「登録記号番号（10桁）」に地方厚生局長及び都道府県知事から受領委任の取扱いの承諾を受けた際に交付された番号を記載すること。
- (3) 償還払いのための申請書を作成するときは、「免許登録番号」を記載すること。この際、施術管理者が受領委任に参加している場合は、「登録記号番号（10桁）」も記載すること。
- (4) 保険者がいわゆる代理受領を継続していることを確認したうえで、福祉医療分を代理受領の取扱いで請求するときは、施術管理者が受領委任に参加している場合は「登録記号番号（10桁）」を記載し、受領委任に参加していない場合は施術者の「免許登録番号」を記載すること。
なお、この場合、必ず「摘要」欄に、「保険者代理受領継続」と記載すること。「保険者代理受領継続」と記載がない場合は、施術管理者又は施術者において、保険者が代理受領を継続していることを確認していないとみなす。
- (5) 住所には、ビル名等の方書きのほか、施術所名も記載すること。ただし、施術所名については出張専門施術者の場合は、この限りではない。

8 同意記録の欄

- (1) 初療の場合は、同意記録の欄の記載は不要だが、支給可能な期間の分かる同意書の写しを初療月の申請書に添付する。
- (2) 再同意で、支給可能な期間の最終月に同意書が交付された場合は、当該同意書の写しは翌月分の申請書に添付し、支給可能な期間の最終月の申請書の同意記録の欄には、前回同意の内容を記載する。
- (3) 再同意で、支給可能な期間の最終月より前に同意書が交付された場合は、当該同意書の写しは交付月分の申請書に添付し、当該交付月分の申請書の同意記録の欄には、前回同意の内容を記載する。
- (4) あん摩・マッサージ指圧の施術において、突発的に発生した往料が必要となる状況が生じ、往料を必要とする新たな同意書の交付を受けた場合は、当該同意書の写しは交付月分の申請書

に添付し、当該交付月分の申請書の同意記録の欄には、直前の同意の内容を記載する。

9 申請者委任欄

- (1) 委任払いの際に使用する。なお、福祉医療分が償還払いの場合は、この欄は空欄のまま抹消する。
- (2) 受給者の加入保険が受領委任払いの場合で、福祉医療分も委任払いにする場合は、次の(3)に該当する場合を除き、この欄に受給者本人氏名を記名すること。なお、申請書を受給者に提示し、施術を行った具体的な日付や施術内容の確認を受けたうえで、これを行うこと。
- (3) 福祉医療費助成制度の場合、委任者は原則受給者本人であるが、子ども医療費助成制度の場合は医療証の「対象者」欄に表示されている方であり、障害者医療費助成制度及びひとり親家庭等医療費助成制度の場合で受給者が未成年の場合は、親権者など法定代理人である。これらの場合は、申請書を保護者又は法定代理人に提示し、施術を行った具体的な日付や施術内容の確認を受けたうえで、当該委任者氏名を記名すること。
- (4) 委任者の住所は、医療証に記載のある住所を記入すること。施設入所者等は、居住地の住所と医療証または資格者証に記載のある住所が異なる場合があるので、注意すること。居住地の住所は、令和6年9月以前の施術における往療の場合には「摘要」欄に記載し、令和6年10月以降の施術における訪問及び往療の場合には「施術した場所」欄に当該住所を記載すること。

10 本人申請欄

- (1) 償還払いの際に使用する。受給者の加入保険が受領委任払いの場合で、福祉医療分も委任払いにする場合は、この欄は空欄のまま抹消する。
- (2) 福祉医療分が償還払いの場合、この欄に受給者本人（子ども医療費助成制度の場合は医療証の「対象者」欄に表示されている方、障害者医療費助成制度及びひとり親家庭等医療費助成制度の場合で受給者が未成年の場合は、親権者など法定代理人）の氏名を記名する。
また、申請者の住所は、医療証に記載のある住所を記入すること。施設入所者等は、居住地の住所と医療証または資格者証に記載のある住所が異なる場合があるので、注意すること。居住地の住所は、令和6年9月以前の施術における往療の場合には「摘要」欄に記載し、令和6年10月以降の施術における訪問及び往療の場合には「施術した場所」欄に当該住所を記載すること。

11 振込先金融機関の欄

- (1) 受給者の加入保険が受領委任払いの場合で、福祉医療分も委任払いにする場合は、この欄への記入は要しないが、別途、振込先口座情報の登録が必要である。この欄への記載のみでは、福祉医療費を支給できないので注意すること。登録には、「福祉医療費振込口座・送付先等登録（変更）票（柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅう用）」を提出すること。
なお、既に登録済みの振込先口座情報を変更する場合にも、「福祉医療費振込口座・送付先等登録（変更）票（柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅう用）」を提出すること。
- (2) 福祉医療分が償還払いの場合、この欄には何も記入しないこと。（受給者は、区役所・支所の窓口で申請手続きをする際、別の申請書に振込先を記載するため。）

12 施術内容欄のうち「マッサージ」及び「変形徒手矯正術」について（あん摩・マッサージ指圧師用のみ）

施術局所を指定して請求すること。局所数のみの請求は不可。

13 往療料または訪問施術料を算定する場合について

令和 6 年 9 月以前の施術において往療料を算定する場合は、「摘要」欄に往療を必要とした理由を記入すること。ただし、保険者へ提出する往療内訳表の写しを添付する場合は、「摘要」欄への記入を省略できる。

片道 16 kmを超える往療料または訪問施術料を算定した場合は、往療を必要とする絶対的な理由を「摘要」欄に記入すること。なお、絶対的な理由がない場合は、往療料の全額が請求不可。

14 添付書類について

(1) 各申請書の「記入上の注意」に記載のとおり。なお、医師の同意書の写しについては、初療の場合にも添付すること。その他、往療内訳表（令和 6 年 9 月以前の施術の場合）や施術報告書等、保険者への申請の際に添付が必要な書類についても、その写しを添付すること。

(2) 添付の方法

ア 医師の同意書の写し

申請書に裏面合わせて 4 か所の角を糊付け

イ 1 年以上・月 16 回以上施術継続理由・状態記入書の写し

申請書に裏面合わせて上中央にステープラーで 1 か所とめ

ウ 施術報告書の写し

申請書に裏面合わせて上中央にステープラーで 1 か所とめ

エ 往療内訳表（令和 6 年 9 月以前の施術の場合）

申請書に裏面合わせて上中央にステープラーで 1 か所とめ

オ その他

ア～エの書類を同時に複数添付する際は、申請書に近い方からア→イ→ウ→エの順にセットし、まとめてステープラーで 1 か所とめる。その他の書類は、申請書に糊やステープラーでは固定せず、添えて提出するのみ。

15 申請書中の日付の表示について

年の表示方法としては、元号を使用すること。

16 各欄の訂正等について

誤って記載した字句、数字等を二重線で抹消の上、正しい字句、数字等を記載すること。訂正する際は判読できるようにする。修正液等の使用は不可。

なお、申請書の記載に当たっては、黒若しくは青色のインク又は消すことができないボールペン等を使用すること。